

山口県卸売市場整備計画

平成29年3月

山 口 県

山口県卸売市場整備計画目次

第1 基本的な考え方	1
第2 卸売市場の適正な配置の目標	1
1 人口動向	1
2 生鮮食料品の消費動向	1
3 生鮮食料品等の流通事情	2
(1) 需要の現状と見通し	2
(2) 供給の現状と見通し	3
(3) 卸売市場流通の現状と見通し	5
(4) 卸売市場を経由しない流通等	7
4 品目別流通圏の設定	7
(1) 青果物	7
(2) 水産物	8
(3) 花き	8
5 卸売市場配置計画	15
(1) 青果物	15
(2) 水産物	15
(3) 花き	16
第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標	21
1 立地に関する事項	21
2 施設の種類に関する事項	21
3 施設の規模に関する事項	21
4 施設の配置、運営及び構造に関する事項	21
第4 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する事項	25
1 取引の合理化に関する事項	25
2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項	26
3 物品の品質管理の高度化に関する事項	27
第5 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標	28
1 卸売業者及び仲卸業者に共通する事項	28
2 卸売業者	29
3 仲卸業者	29
第6 その他	30

第1 基本的な考え方

卸売市場をめぐる情勢は、少子高齢化等に伴う人口減少の進行等による食料消費の減少、消費者・実需者ニーズの多様化、農林水産業従事者の減少・高齢化等に伴う生産量等の減少、生鮮食料品等の流通における輸入品割合の増加など大きく変化しています。

さらに、卸売市場における取扱物品の品質管理の高度化や加工処理等の付加機能の充実など生産者や実需者が卸売市場に期待する機能・役割は一層多様化しています。

一方で、卸売市場においては、卸売市場経由率の低下や取扱金額の減少等の状況にあり、卸売業者及び仲卸業者の経営や市場開設者の財政は非常に厳しい状況にあります。

このため、今後の卸売市場については、生産者・実需者との共存・共栄を図るという視点の下、卸売市場における経営戦略の確立や卸売業者、仲卸業者の経営体质の強化をはじめとして、公正かつ効率的な取引の確保、卸売市場の活性化に向けた新たな取組の推進や多様化するニーズへの的確な対応などを基本に、卸売市場の整備や運営を行うことが必要です。

また、卸売市場取扱量の増加に資するように、卸売市場において取り扱う県産農林水産物の魅力についての積極的な情報発信や地産・地消の取組の推進を図るとともに、子どもたちが卸売市場に接する機会の確保等に努めていく必要があります。

なお、本計画は、卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即して、平成24年度を基準年度、平成28年度を初年度とし、平成32年度を目標年度としました。そして目標年度における数値は、特に断りのない限り過去の実績数値のトレンドから機械的に推計したものであり、農林水産物の生産振興計画等に係る目標数値とは異なるものです。

第2 卸売市場の適正な配置の目標

1 人口動向

本県の人口は、昭和33年の約162万人をピークに減少傾向に転じ、昭和60年に160万台を回復したものの、その後は若者を中心とした県外流出や少子・高齢化等を主要因とした減少傾向が続いており、平成27年には約141万人となっています。

また、平成12年以降は、65歳以上の人口割合が21%を超える「超高齢社会」に突入しています。

目標年度である平成32年度の想定人口は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）の統計的な将来推計値を基に134万人としました。

第1表 人口推移

区分	平成24年	平成32年
人口	1,431千人	1,340千人
人口指数	100.0	93.6

(資料) 県統計分析課「山口県人口移動統計調査」(平成24年10月)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)

2 生鮮食料品の消費動向

本県における家計最終消費支出(名目)は、平成21年度から平成25年度の間に0.4%増加とほぼ横ばいですが、うち食料費は1.7%の減少となっています。

また、山口市における1世帯当たりの消費支出は、同期間に11.5%の減少ですが、うち食料費は4.4%の減少となっています。

この内訳を見ると、果物が6.6%増加したのに対し、穀類が9.1%、魚介類が5.8%、肉類が3.9%、野菜・海藻類が1.1%減少しています。

なお、飲料は5.4%増加、外食は14.1%減少しています。

(資料) 県統計分析課「県民経済計算」、「消費者物価指数と家計」

3 生鮮食料品等の流通事情

(1) 需要の現状と見通し

ア 青果物

平成 32 年度における野菜の 1 人当たり年間需要量は 106.4kg、総需要量は約 143 千 t と推定されます。また、果実の 1 人当たり年間需要量は 39.5kg、総需要量は約 53 千 t と推定されます。

野菜及び果実については、1 人当たりの需要量が減少していることに加え、人口減少等の要因により減少傾向で推移する見通しです。

イ 水産物

平成 32 年度における水産物の 1 人当たり年間需要量は 27.5kg、総需要量は約 37 千 t と推定されます。

水産物については、1 人当たりの需要量が減少していることに加え、人口減少等の要因により減少傾向で推移する見通しです。

ウ 花き

平成 32 年度における花きの 1 人当たり年間需要量は切花 55.3 本、鉢物 6.8 鉢、総需要量は、切花約 74 百万本、鉢物約 9 百万鉢と推定されます。

切花及び鉢物については、1 人当たりの需要量は大きく減少しないと推定されますが、人口減少等の要因により総需要量は減少傾向で推移する見通しです。

第 2 表 生鮮食料品等需要量の現状と見通し

区分		平成 24 年度 (基準年度)	平成 32 年度 (目標年度)	基準年度対比 (32 年度 / 24 年度)
1 人当たり需要量	野 菜	110.2 kg	106.4 kg	96.6 %
	果 実	42.0 kg	39.5 kg	94.0 %
	水 産 物	29.9 kg	27.5 kg	92.0 %
	花き (切 花)	56.8 本	55.3 本	97.4 %
	花き (鉢 物)	6.9 鉢	6.8 鉢	97.5 %
	人 口	1,431 千人	1,340 千人	93.6 %
総需要量	野 菜	157,696 t	142,576 t	90.4 %
	果 実	60,102 t	52,930 t	88.1 %
	水 産 物	42,787 t	36,850 t	86.1 %
	花き (切 花)	81,281 千本	74,102 千本	91.2 %
	花き (鉢 物)	9,874 千鉢	9,112 千鉢	92.3 %

注) 果実的野菜は果実として集計した。

花きは市場に対する聞き取り調査に基づき推計した。なお、鉢物には花壇用苗物類を含む。

(資料) 農林水産省「食糧需給表」、総務省統計局「家計調査年報」

(2) 供給の現状と見通し

ア 青果物

(ア) 野菜（果実的野菜を含む）

野菜の作付面積は減少傾向で推移しています。

平成 24 年度の作付面積は 5,465ha、生産量は約 65 千 t となっており、平成 32 年度における作付面積は 5,240ha、生産量は約 62 千 t と推定されます。

なお、今後については、効率的で持続的な生産が可能な法人等の経営体を核とした生産体制の強化などに努めていくこととしています。

第3表 野菜生産の現状と見通し

項目	平成 24 年度	平成 32 年度	32 年度／24 年度
作付面積	5,465 ha	5,240 ha	96 %
生産量	64,643 t	61,823 t	96 %

(資料) 農林水産省「山口県農林水産統計年報」、県農業振興課

(イ) 果実（果実的野菜を除く）

果樹については国の統計制度の見直しに伴い、毎年の果樹全体生産量の把握はできなくなりました。このため、国の統計で把握可能な果樹全体の栽培面積及び本県で比較的生産量の多い 2 品目（温州みかん、日本なし）の栽培面積や生産量について目標年度の見通しを推計しました。

平成 24 年度の栽培面積は 1,078ha、生産量は約 12 千 t となっており、平成 32 年度における栽培面積は 906ha、生産量は約 11 千 t と推定されます。

なお、今後については、各地域の産地計画に基づき、産地の構造改革の推進とともに高品質な果実を安定生産できる産地へと改革を進め、果樹農業振興を図っていくこととしています。

第4表 果実生産の現状と見通し

項目	平成 24 年度	平成 32 年度	32 年度／24 年度
栽培面積	3,200 ha	2,925 ha	91 %
参考	栽培面積(※)	1,078 ha	906 ha
	生産量(※)	12,320 t	10,668 t
			87 %

注) (※)は温州みかん及び日本なしに係る数値

(資料) 農林水産省「山口県農林水産統計年報」、県農業振興課

イ 水産物

水産物の生産量は減少傾向で推移しています。

平成 24 年度の沿岸・沖合漁業の生産量は約 30 千 t、養殖漁業は約 4 千 t となっており、平成 32 年度における生産量は、沿岸・沖合漁業が 28 千 t、養殖漁業は約 3 千 t と推定されます。

なお、今後については、海洋調査体制の強化や沿岸・沖合漁業における資源管理の推進、漁業生産基盤の整備などにより生産拡大を図っていくこととしています。

第5表 水産物生産の現状と見通し

項目	平成 24 年度	平成 32 年度	32 年度／24 年度
沿岸・沖合漁業	29,625 t	27,676 t	93 %
養殖漁業	3,556 t	2,744 t	77 %
計	33,181 t	30,420 t	92 %

(資料) 農林水産省「山口県農林水産統計年報」

ウ 花き

花きの作付面積は減少傾向で推移しています。

平成 24 年度の作付面積は、切花が 151ha、鉢物が 8 ha、花壇用苗物類が 24ha となっており、平成 32 年度においては、切花が 135ha、鉢物が 7 ha、花壇用苗物類が 31ha と推定されます。

なお、今後については、県産花きの需要拡大、産地を牽引する担い手の確保・育成や生産体制の強化により花き振興に取り組むこととしています。

第6表 花き生産の現状と見通し

項目	平成 24 年度	平成 32 年度	32 年度／24 年度
切花	作付面積 151 ha	135 ha	89 %
	出荷量 35,600 千本	31,454 千本	88 %
鉢物	作付面積 8 ha	7 ha	88 %
	出荷量 713 千鉢	648 千鉢	91 %
花壇用 苗物類	作付面積 24 ha	31 ha	129 %
	出荷量 13,000 千鉢	16,241 千鉢	125 %
計	作付面積 183 ha	173 ha	95 %

(資料) 農林水産省「山口県農林水産統計年報」、県農業振興課

(3) 卸売市場流通の現状と見通し

ア 青果物

青果物の卸売市場数は 16 で、内訳は中央卸売市場 1、地方卸売市場 12、その他の卸売市場が 3 となっています。

なお、開設者別で見ると、地方公共団体(市) 6、会社組織 2、農業協同組合 6、個人 2 となっています。

また、卸売業者の総数は 18 で卸売業者が複数の市場は 2 市場となっています。

第 7 表 経営組織別開設者及び卸売業者（青果物）

市場区分	開 設 者					卸売業者
	市	会社	農協	個人	計	
中央 卸 売 市 場	1	—	—	—	1	2
地 方 卸 売 市 場	5	1	6	—	12	13
その他の卸売市場	—	1	—	2	3	3
計	6	2	6	2	16	18

注) 平成 28 年 4 月 1 日現在

平成 24 年度の卸売市場の取扱量は、野菜で約 84 千 t、果実が約 27 千 t の計約 111 千 t となっており、減少傾向で推移しています。

また、公設 6 市場での取扱量は全取扱量の約 90% を占めており、この率は横ばい傾向にあります。

平成 32 年度の卸売市場取扱量は、野菜は約 75 千 t、果実は約 21 千 t と推定されます。

第 8 表 青果物卸売市場取扱量

項 目	平成 24 年度	平成 32 年度	32 年度／24 年度
野 菜	83,655 t	75,257 t	90 %
果 実	26,990 t	20,897 t	77 %
計	110,645 t	96,154 t	87 %

(資料) 県農林水産部「卸売市場（青果・水産・花き編）の概要」

イ 水産物

水産物の卸売市場数は 26 で、内訳は地方卸売市場 17、その他の卸売市場が 9 となっています。

また、開設者別で見ると、地方公共団体(県市) 7、会社組織 4、事業協同組合 1、漁業協同組合 14 となっています。

なお、卸売業者の総数は 27 で、うち開設者が卸売業者となっているところが 18 となっています。

第9表 経営組織別開設者及び卸売業者（水産物）

市場区分	開 設 者					卸売業者
	県市	会社	事協	漁協	計	
中央卸売市場	—	—	—	—	—	—
地方卸売市場	7	1	1	8	17	18
その他の卸売市場	—	3	—	6	9	9
計	7	4	1	14	26	27

注) 平成 28 年 4 月 1 日現在

平成 24 年度の卸売市場の取扱量は、約 53 千 t となっており、減少傾向で推移しています。

また、公設 7 市場での取扱量は全取扱量の 60%～70%を、また、県漁協が開設した市場での取扱量は約 30%を占めています。

平成 32 年度の卸売市場取扱量は、約 44 千 t と推定されます。

第10表 水産物卸売市場取扱量

平成 24 年度	平成 32 年度	32 年度／24 年度
52,970 t	44,336 t	84 %

(資料) 県農林水産部「卸売市場（青果・水産・花き編）の概要」

ウ 花き

花きの卸売市場数は地方卸売市場 3 となっています。

なお、開設者別で見ると、地方公共団体(市) 1、会社組織 1、専門農協 1 となっています。

また、卸売業者の総数は 3 で、全て会社組織となっています。

第11表 経営組織別開設者及び卸売業者（花き）

市場区分	開 設 者					卸売業者
	県市	会社	農協	個人	計	
中央卸売市場	—	—	—	—	—	—
地方卸売市場	1	1	1	—	3	3
その他の卸売市場	—	—	—	—	—	—
計	1	1	1	—	3	3

注) 平成 28 年 4 月 1 日現在

平成 24 年度の卸売市場取扱量は、切花 46,139 千本、鉢物 5,233 千鉢となっており、減少傾向で推移しています。

平成 32 年度の卸売市場取扱量は、切花 41,351 千本、鉢物 4,524 千鉢と推定されます。

第12表 花き卸売市場取扱量

項目	平成24年度	平成32年度	32年度／24年度
切花	46,139 千本	41,351 千本	90 %
鉢物	5,233 千鉢	4,524 千鉢	86 %

注) 鉢物には花壇用苗物類を含む。

(資料) 県農林水産部「卸売市場(青果・水産・花き編)の概要」

(4) 卸売市場を経由しない流通

生鮮食料品等の流通は、卸売市場を通じた流通を主体としながらも、食品事業者等による輸入や産地直接仕入れなど流通の多様化が進んでおり、今後も、卸売市場を経由しない流通の増加が見込まれます。

4 品目別流通圏の設定

(1) 青果物

ア 設定基準

卸売市場流通の現況及びその見通し、人口規模、地理的条件及び道路、交通機関の整備等社会的・経済的諸条件を勘案し、引き続き、東部、周南、中央、下関の4流通圏を設定しました。

イ 流通圏別概要

(ア) 東部流通圏(2市4町)

圏内には、流通圏の中核的地方卸売市場である岩国市地方卸売市場のほか、地方卸売市場1市場、小規模市場2市場の4市場があります。

平成32年度における圏内人口は197千人、市場取扱量は平成24年度に比べ、野菜で80%の約11千t、果実で66%の3千tと推定されます。

(イ) 周南流通圏(3市1町)

圏内には、流通圏の中核的地方卸売市場である周南市地方卸売市場のほか、地方卸売市場1市場の2市場があります。

平成32年度における圏内人口は259千人、市場取扱量は平成24年度に比べ、野菜で83%の約9千t、果実で83%の3千tと推定されます。

(ウ) 中央流通圏(7市1町)

圏内には、宇都市中央卸売市場のほか、地方卸売市場6市場、小規模市場1市場の計8市場があります。

平成32年度における圏内人口は628千人、市場取扱量は平成24年度に比べ、野菜で95%の約41千t、果実で81%の12千tと推定されます。

(エ) 下関流通圏(1市)

圏内には、流通圏の中核的地方卸売市場である下関市地方卸売市場新下関市場のほか、地方卸売市場1市場の計2市場があります。

平成32年度における圏内人口は256千人、市場取扱量は平成24年度に比べ、野菜で89%の約14千t、果実で71%の3千tと推定されます。

(2) 水産物

ア 設定基準

卸売市場流通の現況及びその見通し、人口規模、地理的条件及び道路、交通機関の整備等社会的・経済的諸条件を勘案し、引き続き、内海東部、内海中西部、下関、長門、阿武萩の5流通圏を設定しました。

イ 流通圏別概要

(ア) 内海東部流通圏（3市5町）

圏内には、流通圏の中核的地方卸売市場である岩国市地方卸売市場のほか、小規模市場4市場の計5市場があります。

平成32年度における圏内人口は262千人、市場取扱量は平成24年度に比べ、109%の約7千tと推定されます。

(イ) 内海中西部流通圏（7市）

圏内には、流通圏の中核的地方卸売市場である宇部市地方卸売市場のほか、地方卸売市場6市場、小規模市場4市場の計11市場があります。

平成32年度における圏内人口は741千人、市場取扱量は平成24年度に比べ、83%の約8千tと推定されます。

(ウ) 下関流通圏（1市）

圏内には、流通圏の中核的地方卸売市場である下関漁港地方卸売市場のほか、地方卸売市場3市場、小規模市場1市場の計5市場があります。

平成32年度における圏内人口は256千人、市場取扱量は平成24年度に比べ、83%の約20千tと推定されます。

(エ) 長門流通圏（1市）

圏内には、流通圏の中核的地方卸売市場である山口県漁協仙崎地方卸売市場のほか、地方卸売市場1市場の計2市場があります。

平成32年度における圏内人口は33千人、市場取扱量は平成24年度に比べ、57%の約3千tと推定されます。

(オ) 阿武萩流通圏（1市1町）

圏内には、流通圏の中核的地方卸売市場である山口県漁協萩地方卸売市場のほか、地方卸売市場2市場の計3市場があります。

平成32年度における圏内人口は48千人、市場取扱量は平成24年度に比べ、84%の約6千tと推定されます。

(3) 花き

ア 設定基準

卸売市場流通の現況及びその見通し、人口規模、地理的条件及び道路、交通機関の整備等社会的・経済的諸条件を勘案し、引き続き、東部、中部、西部の3流通圏を設定しました。

イ 流通圏別概要

(ア) 東部流通圏（5市5町）

圏内には、周南市地方卸売市場があります。

平成32年度における圏内人口は456千人、市場取扱量は平成24年度に比べ、切花で90%の8,235千本、鉢物で78%の1,478千鉢と推定されます。

(イ) 中部流通圏（3市1町）

圏内には、山口花き地方卸売市場があります。

平成32年度における圏内人口は349千人、市場取扱量は平成24年度に比べ、切花で101%の9,871千本、鉢物で86%の2,298千鉢と推定されます。

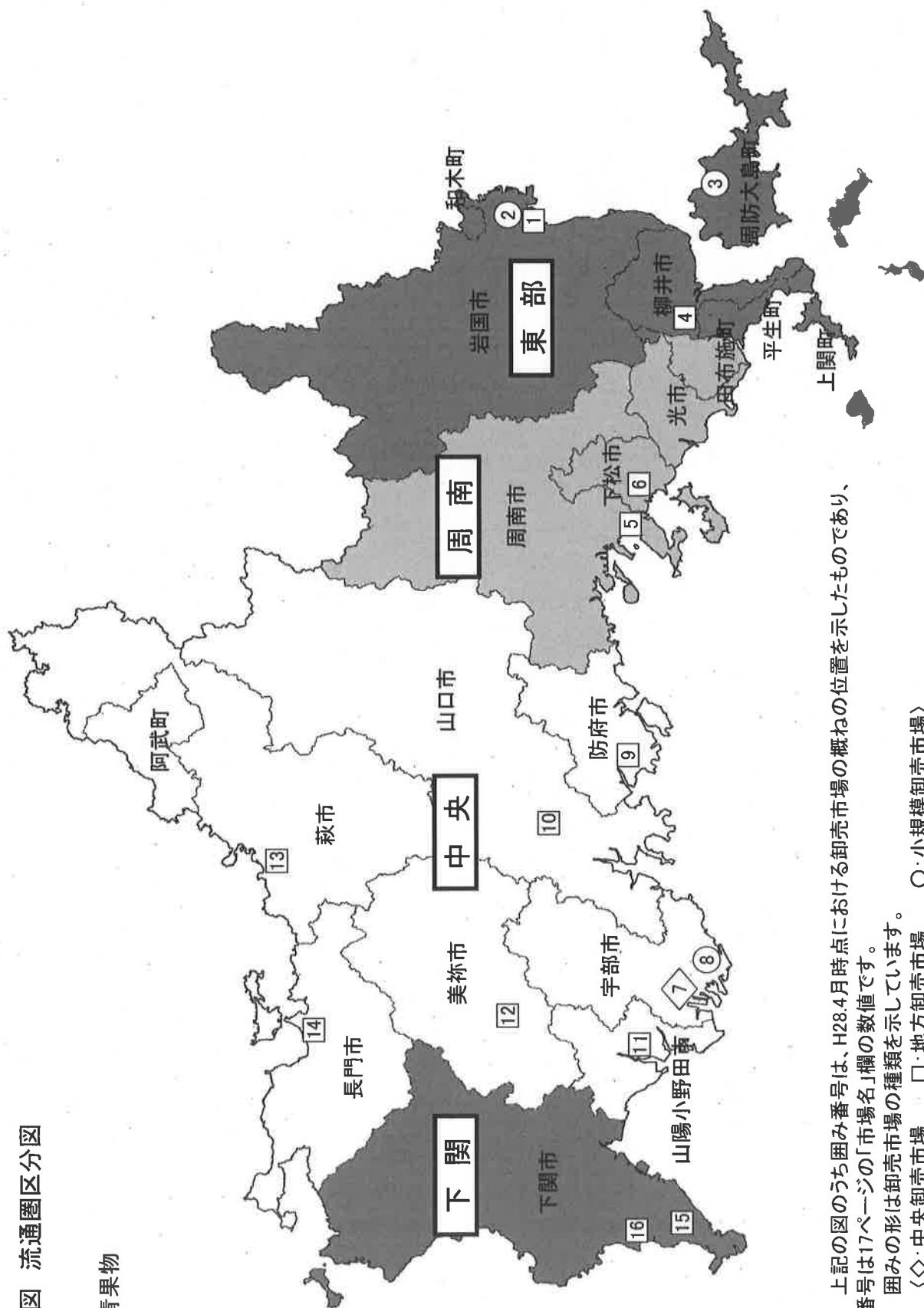
(ウ) 西部流通圏（5市）

圏内には、下関合同花き地方卸売市場があります。

平成32年度における圏内人口は535千人、市場取扱量は平成24年度に比べ、切花で85%の23,245千本、鉢物で110%の748千鉢と推定されます。

第1図 流通圏区分図

1 青果物

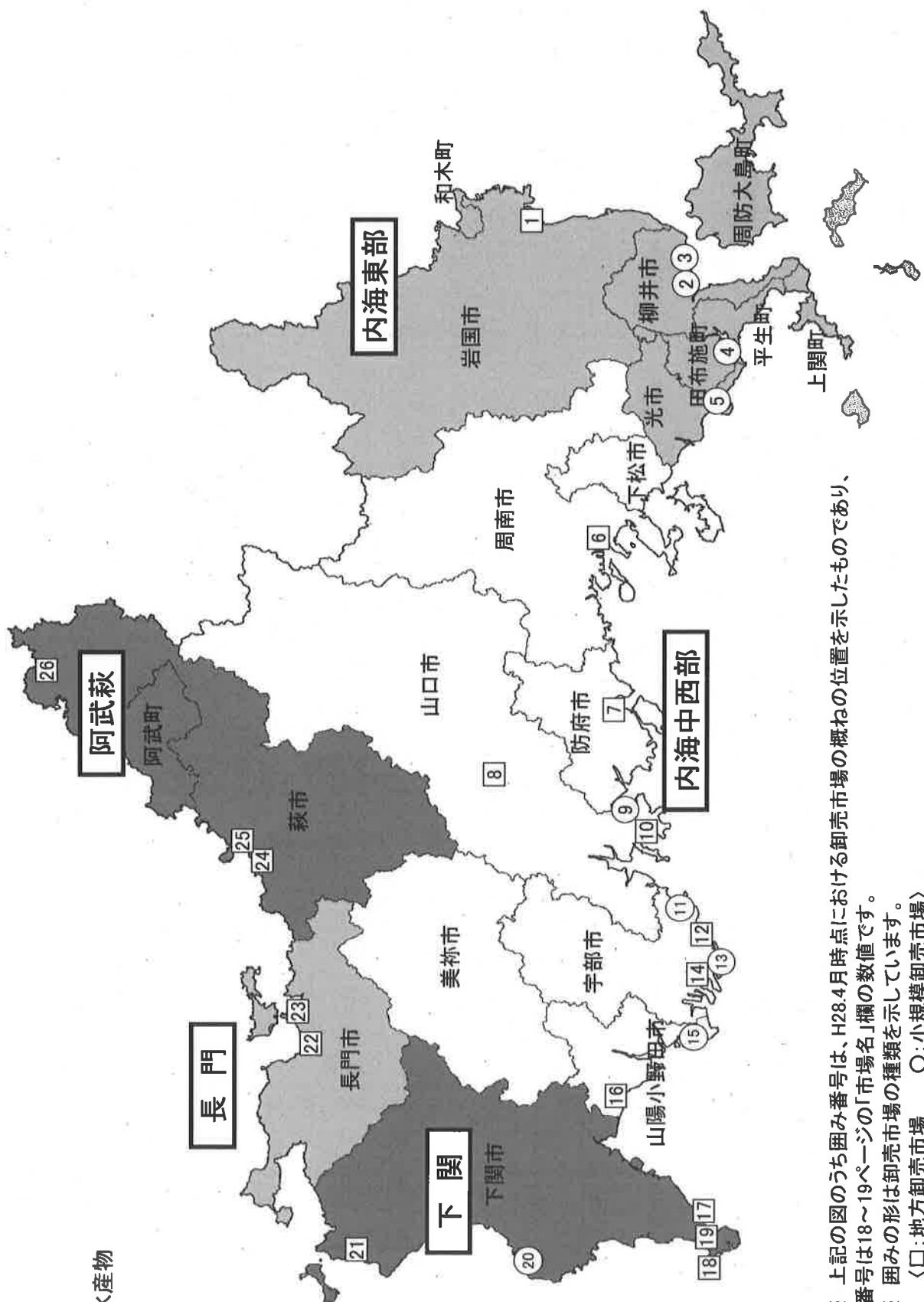


※ 上記の図のうち囲み番号は、H28.4月時点における卸売市場の概ねの位置を示したものであり、番号は17ページの「市場名」欄の数値です。

※ 囲みの形は卸売市場の種類を示しています。

◇: 中央卸売市場 □: 地方卸売市場 ○: 小規模卸売市場

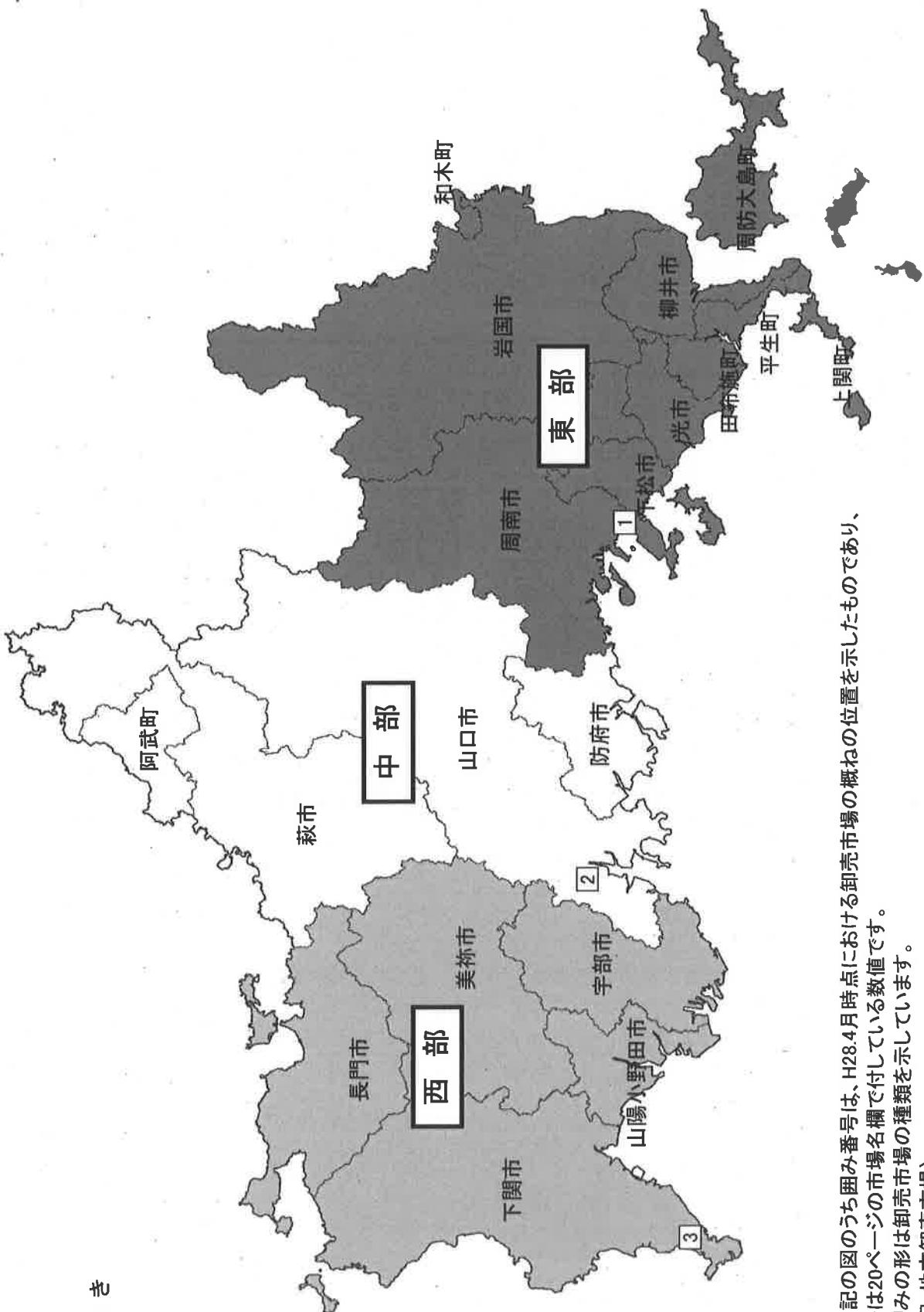
2 水産物



※ 上記の図のうち囲み番号は、H28.4月時点における卸売市場の概ねの位置を示したものであり、番号は18~19ページの「市場名」欄の数値です。

※ 囲みの形は卸売市場の種類を示しています。
(□: 地方卸売市場 ○: 小規模卸売市場)

3 花き



※ 上記の図のうち囲み番号1は、H28.4月時点における卸売市場の概ねの位置を示したものであり、
番号2は20ページの市場名欄で付している数値です。
※ 囲みの形は卸売市場の種類を示しています。
(□:地方卸売市場)

第13表 品目別流通圏の設定

1 青果物

流通圏	区 域	流通圏人口		市場供給可能人口		市場取扱量	
		平成24年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)	平成24年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)	平成24年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)
東 部	岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、平生町	千人 216	千人 197	千人 野菜 122 果実 94	千人 101 66	t 13,435 3,952	t 10,767 2,600
周 南	周南市、下松市、光市、田布施町	271	259	野菜 102 果実 97	88 85	11,205 4,068	9,313 3,372
中 央	宇都市、山口市、萩市、防府市、山陽小野田市、長門市、美祢市、阿武町	668	628	野菜 390 果実 346	385 297	43,001 14,519	40,967 11,747
下 関	下関市	276	256	野菜 145 果実 106	134 80	16,014 4,451	14,210 3,178
計		1,431	1,340	野菜 759 果実 643	707 529	83,655 26,990	75,257 20,897

注) 市場供給可能人口=流通圏人口×市場供給率

市場供給率=市場取扱量／需要量（流通圏人口×1人当たり年間需要量）

2 水産物

流通圏	区 域	流通圏人口		市場供給可能人口		市場取扱量	
		平成24年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)	平成24年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)	平成24年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)
内 海 東 部	岩国市、柳井市、光市、和木町、周防大島町、上関町、田布施町、平生町	千人 284	千人 262	千人 211	千人 251	t 6,316	t 6,911
内 海 中西部	宇都市、山口市、防府市、周南市、下松市、山陽小野田市、美祢市	779	741	327	296	9,777	8,133
下 関	下関市	276	256	810	731	24,211	20,097
長 門	長門市	37	33	185	115	5,524	3,174
阿武萩	萩市、阿武町	55	48	239	219	7,142	6,021
計		1,431	1,340	1,772	1,612	52,970	44,336

注) 水産物市場には、地元流通だけでなく他県の消費地市場等に向けた取扱いがある市場があるため、市場供給率が100%を上回り、市場供給可能人口が流通圏人口を超える場合がある。

3 花 き

流通圏	区 域	流通圏人口		市場供給可能人口		市場取扱量	
		平成24年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)	平成24年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)	平成24年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)
東 部	周南市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町	千人 487	千人 456	千人 切花 160 鉢物 273	千人 149 217	千本 千鉢 9,109 1,885	千本 千鉢 8,235 1,478
中 央	山口市、萩市、防府市、阿武町	367	349	切花 172 鉢物 387	179 338	9,775 2,667	9,871 2,298
西 部	下関市、宇部市、山陽小野田市、長門市、美祢市	577	535	切花 480 鉢物 99	420 110	27,255 681	23,245 748
計		1,431	1,340	切花 812 鉢物 758	748 665	46,139 5,233	41,351 4,524

5 卸売市場配置計画

(1) 青果物

ア 基本方針

卸売市場については、これまで統廃合が進んできていることから現状の配置を基本としますが、それぞれが青果物の卸売市場としての機能を維持できるよう、戦略的で創意工夫ある取組を進める必要があります。このため、必要に応じ、市場開設者は市場関係者とともに現状を踏まえた今後の市場のあり方や機能強化の方向性等について検討を行い、その実現に向けた行動計画等の策定に努めることとします。

また、JAグループ山口により県下1JA構想に基づく取組が推進されており、農業協同組合が開設している卸売市場のあり方について検討する必要があります。

イ 配置計画

(ア) 県下4流通圏ごとに、中央卸売市場及び中核的地方卸売市場（岩国市地方卸売市場・周南市地方卸売市場・下関市地方卸売市場新下関市場）を配置します。

(イ) 新たな卸売市場の開設は統合整備を伴わない限り行わないこととします。

以上のような配置計画により、現在の16市場（中央1、地方12、その他3）は目標年度まで継続する見通しです。

第14表 青果物卸売市場数

流通圏	年 度	中央	地方	その他	計
東 部	平成28年度（現在）	—	2	2	4
	平成32年度（目標）	—	2	2	4
周 南	平成28年度（現在）	—	2	—	2
	平成32年度（目標）	—	2	—	2
中 央	平成28年度（現在）	1	6	1	8
	平成32年度（目標）	1	6	1	8
下 関	平成28年度（現在）	—	2	—	2
	平成32年度（目標）	—	2	—	2
計	平成28年度（現在）	1	12	3	16
	平成32年度（目標）	1	12	3	16

(2) 水産物

ア 基本方針

日本海側では漁協合併に伴い、市場統合は推進されていますが、瀬戸内海側では小規模市場が点在しています。

卸売市場については、現状の5流通圏ごとの配置を基本としますが、今後、機能の維持が困難になると見込まれる卸売市場については、地域の実情を踏まえつつ、統廃合に向けた取組が必要です。

また継続する卸売市場は、それぞれが水産物の卸売市場としての機能を維持できるよう、戦略的で創意工夫ある取組を進める必要があります。このため、必要に応じ、市場開設者は市場関係者とともに現状を踏まえた今後の市場のあり方や機能強化の方向性等について検討を行い、その実現に向けた行動計画等の策定に努めることとします。

イ 配置計画

(ア) 県下5流通圏ごとに中核的地方卸売市場（岩国市地方卸売市場・宇部市地方卸売市場・下関漁港地方卸売市場・山口県漁協仙崎地方卸売市場・山口県漁協萩地方卸売市場）を配置します。

- (イ) 新たな卸売市場の開設は統合整備を伴わない限り行わないこととします。
以上のような配置計画により、現在の 26 市場は目標年度には 24 市場となる見通しです。
- (ウ) なお、内海東部及び内海中西部流通圏における小規模市場は、実情に応じて卸売市場の統廃合等に向けた検討を進め、今後のあり方について方向性を定めることとします。

第 15 表 水産物卸売市場数

流通圏	年 度	中央	地方	その他	計
内 海 東 部	平成 28 年度（現在）	—	1	4	5
	平成 32 年度（目標）	—	1	4	5
内 海 中 西 部	平成 28 年度（現在）	—	7	4	11
	平成 32 年度（目標）	—	7	3	10
下 関	平成 28 年度（現在）	—	4	1	5
	平成 32 年度（目標）	—	4	0	4
長 門	平成 28 年度（現在）	—	2	—	2
	平成 32 年度（目標）	—	2	—	2
阿 武 萩	平成 28 年度（現在）	—	3	—	3
	平成 32 年度（目標）	—	3	—	3
計	平成 28 年度（現在）	—	17	9	26
	平成 32 年度（目標）	—	17	7	24

(3) 花き

ア 基本方針

卸売市場については現状の配置を基本としますが、それぞれが花きの卸売市場としての機能を維持できるよう、戦略的で創意工夫ある取組を進める必要があります。このため、必要に応じ、市場開設者は市場関係者とともに現状を踏まえた今後の市場のあり方や機能強化の方向性等について検討を行い、その実現に向けた行動計画等の策定に努めることとします。

イ 配置計画

(ア) 県下 3 流通圏（東部、中部、西部）ごとに 1 市場を配置します。

(イ) 新たな卸売市場の開設は統合整備を伴わない限り行わないこととします。

第 16 表 花き卸売市場数

流通圏	年 度	中央	地方	その他	計
東 部	平成 28 年度（現在）	—	1	—	1
	平成 32 年度（目標）	—	1	—	1
中 部	平成 28 年度（現在）	—	1	—	1
	平成 32 年度（目標）	—	1	—	1
西 部	平成 28 年度（現在）	—	1	—	1
	平成 32 年度（目標）	—	1	—	1
計	平成 28 年度（現在）	—	3	—	3
	平成 32 年度（目標）	—	3	—	3

第17表 卸売市場配置計画

1 青果物

流 通 圈	配 位 置	市町名	市 場 名	当該流通圏		存 市 場	整 備 方 針		考 備
				区 分	市 場 備 画 面 整 計		取 扱 品 目	前 期 H28~	
東部	岩国市	岩国市	1 岩国市地方卸売市場	(公)(中核)	存置整備	(公)(中核)	青果物	H28~	貯蔵保管施設・その他
	"	周防大島町	2 川下青果市場	(小規模)	存置	(小規模)	青果物		
	柳井市	柳井市	3 大島中央青果市場	(小規模)	存置	(小規模)	青果物		
			4 南すおう農業協同組合青果物地方卸売市場	(民)	存置	(民)	青果物		
周南	周南市	周南市	5 周南市地方卸売市場	(公)(中核)	存置	(公)(中核)	青果物		貯蔵施設・その他
	下松市	下松市	6 地方卸売市場周南農業協同組合下松青果市場	(民)	存置	(民)	青果物		
	宇部市	宇部市	7 宇部市中央卸売市場	(中)	存置	(中)	青果物		
	"	防府市	8 恩田青果卸売市場	(小規模)	存置	(小規模)	青果物		
中央	山口市	山口市	9 防府市公設青果物地方卸売市場	(公)	存置	(公)	青果物		貯蔵施設・その他
	山陽小野田市	山陽小野田市	10 山口青果地方卸売市場	(民)	存置	(民)	青果物		
	美祢市	美祢市	11 山陽小野田市地方卸売市場	(公)	存置	(公)	青果物		
	萩市	萩市	12 美祢地方卸売市場	(民)	存置	(民)	青果物		
長門	長門市	長門市	13 萩市青果物地方卸売市場	(民)	存置	(民)	青果物		貯蔵施設・その他
	下関市	下関市	14 長門地方卸売市場	(民)	存置	(民)	青果物	H32~	
	"		15 下関市地方卸売市場新下関市場	(公)(中核)	存置整備	(公)(中核)	青果物		
			16 下関農業協同組合安岡地方卸売市場	(民)	存置	(民)	青果物		
下関									

(注) 「[区分]」欄のうち(中核)は中央卸売市場、(公)は民間開設地方卸売市場、(小規模)は中央及び地方卸売市場以外の卸売市場、(中核)は地方卸売市場のうち流通圏で中核となる卸売市場。

(注) 「市場整備計画」欄のうち「存置」は現在地で存続を、「存置整備」は現在地で存続し、施設整備を予定しているもの。

2 水産物 その1

流 通 圏	配 置	位 置	市町名	當 該 流 通 置 既 存 市 場 市 場 名	整 備 方 針				考 備	
					区分	市 場 備 計	区 分	取 扱 品 目	整 備 予 定 年 度	
青果物	水産物	花 き			(公)(中核)	存置整備	(公)(中核)	水産物	H28~	充場施設・貯蔵保管施設・輸送搬送施設・衛生施設・その他
内海東部	岩国市	岩国市	1 岩国市地方卸売市場	(公)(中核)	(小規模)	存置	(小規模)	水産物	H28~	充場施設・貯蔵保管施設・輸送搬送施設・衛生施設・その他
	柳井市	柳井市	2 柳井港魚市場	(公)(中核)	(小規模)	存置	(小規模)	水産物	H28~	充場施設・貯蔵保管施設・輸送搬送施設・衛生施設・その他
	"	"	3 株式会社柳井魚市場	(公)(中核)	(小規模)	存置	(小規模)	水産物	H28~	充場施設・貯蔵保管施設・輸送搬送施設・衛生施設・その他
	田布施町	田布施町	4 有限会社タカネ田布施魚市場	(公)(中核)	(小規模)	存置	(小規模)	水産物	H28~	充場施設・貯蔵保管施設・輸送搬送施設・衛生施設・その他
	光市	光市	5 山口県漁協光共同販売所(産)	(公)(中核)	(小規模)	存置	(小規模)	水産物	H28~	充場施設・貯蔵保管施設・輸送搬送施設・衛生施設・その他
内海中西部	周南市	周南市	6 周南市地方卸売市場水産物市場	(公)	(民)	存置整備	(公)	水産物	H28~	充場施設・貯蔵保管施設・加工処理施設
	防府市	防府市	7 山口県漁協防府地方卸売市場	(公)(中核)	(民)	存置	(民)	水産物	H28~	充場施設・貯蔵保管施設・加工処理施設
	山口市	山口市	8 地方卸売市場山口魚市場	(公)(中核)	(民)	存置	(民)	水産物	H28~	充場施設・貯蔵保管施設・加工処理施設
	"	"	9 山口県漁協秋穂地方卸売市場(産)	(公)(中核)	(民)	存置	(民)	水産物	H28~	充場施設・貯蔵保管施設・加工処理施設
	宇都市	宇都市	10 山口県漁協東岐波共同販売所	(公)(中核)	(民)	存置	(民)	水産物	H28~	充場施設・貯蔵保管施設・加工処理施設
	"	"	11 山口県漁協東岐波共同販売所	(公)(中核)	(民)	存置	(民)	水産物	H28~	充場施設・貯蔵保管施設・加工処理施設
	宇部市	宇部市	12 山口県漁協宇部岬共同販売所	(公)(中核)	(民)	存置	(民)	水産物	H28~	充場施設・貯蔵保管施設・加工処理施設
	"	"	13 山口県漁協宇部岬共同販売所	(公)(中核)	(民)	存置	(民)	水産物	H28~	充場施設・貯蔵保管施設・加工処理施設
	山陽小野田市	山陽小野田市	14 宇部市地方卸売市場	(公)(中核)	(民)	存置	(民)	水産物	H29~	充場施設・貯蔵保管施設・加工処理施設
	"	"	15 山口県漁協小野田共同販売所	(公)(中核)	(民)	存置	(民)	水産物	H28	充場施設・貯蔵保管施設・加工処理施設
			16 山口県漁協津生地方卸売市場	(公)(中核)	(民)	存置	(民)	水産物	H28	充場施設・貯蔵保管施設・加工処理施設

(注) 「区分」欄のうち(公)は公設地方卸売市場、(民)は民間開設地方卸売市場、(小規模)は中央及び地方卸売市場以外の卸売市場、(中核)は現在地で存続し、施設整備を予定しているもの。
うち流通圏で中核となる卸売市場。

(注) 「市場整備計画」欄のうち「存置」は現在地で存続を、「存置整備」は現在地で存続し、施設整備を予定しているものの。

2 水産物 その2

流 通 �国籍	配 置	当 該 流 通 圏 既 存 市 場		区 分	市 場 備 計	区 分	整 備 方 鉤		整備予定年度 目標以降 H33~	備 考
		市町名	場 名				取 扱 品 目	前 期 H28~	後 期 H31~	
青果物	水産物 花き	下関市	下関市	(公)	存置	(公)	水産物	H31~		充場施設・貯蔵保管施設・輸送搬送施設・管理施設・福利厚生施設・その他
		"	17 下関市地方卸売市場唐戸市場	(公)	存置整備	(公)	水産物			
		"	18 下関市地方卸売市場南風沼市場 (産)	(公)						
		"	19 下関漁港地方卸売市場 (産)	(公) (中核)	存置整備	(公) (中核)	水産物	H28~		充場施設・駐車施設・貯蔵保管施設・輸送搬送施設・衛生施設・清掃事務処理施設・管理施設・加工処理施設・その他
		"								
		"	20 山口県漁協室津共同販売所 (産)	(小規模)	廃止	(小規模)	水産物	H28		
		"	21 下関市地方卸売市場特牛市場 (産)	(公)	存置	(公)	水産物			
		"	22 山口県漁協瀬戸内地方卸売市場 (産)	(民)	存置	(民)	水産物			
		"	23 山口県漁協仙崎地方卸売市場 (産)	(民) (中核)	存置	(民) (中核)	水産物			
		"								
		"	24 株式会社萩浜崎地方卸売市場 (産)	(民)	存置整備	(民)	水産物	H28~		充場施設・駐車施設・輸送搬送施設・衛生施設
		"	25 山口県漁協萩江崎地方卸売市場 (産)	(民) (中核)	存置整備	(民) (中核)	水産物	H28~		輸送搬送施設・衛生施設
		"	26 山口県漁協江崎地方卸売市場 (産)	(民)	存置整備	(民)	水産物	H28~		充場施設・貯蔵保管施設

(注) 「区分」欄のうち(公)は公設地方卸売市場、(民)は民間開設地方卸売市場、(小規模)は中央及び地方卸売市場以外の卸売市場、(中核)は地方卸売市場のうち流通圏で中核となる卸売市場。

(注) 「市場整備計画」欄のうち「存置」は現在地で存続を、「存置整備」は予定しているもの。

3 花き

(注) 「区分」欄のうち(公)は民間開設地方卸市場、(居)は民間開設地方卸市場

(注) 「市場整備計画」欄のうち「存置」は現在地で存続を、「存置整備」は現在地で存続し、施設整備を予定しているものの。

第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標

1 立地に関する事項

卸売市場の立地については、大規模小売業者、外食産業事業者等の広域チェーン展開等による生鮮食料品等流通の広域化、周辺道路の交通混雑等を勘案し、開設者及び卸売業者等の円滑かつ安定的な業務運営が確保されるよう十分な見通しを踏まえて行います。この場合、特に次の事項について留意します。

- (1) 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されること。
- (2) 道路など生鮮食料品等流通に関連する公共インフラの整備計画との整合性が確保され、かつ、災害時等も考慮して交通事情が良好な場所であること。
- (3) 各種施設が適切に配置され、施設利用の効率性が確保され得る地形であること。
- (4) 生鮮食料品等の安全・衛生上適切な環境にある地域であること。

2 施設の種類に関する事項

施設の種類は、次に示すとおりとし、商品・小売の形態や取引方法の変化・多様化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全や環境問題に対する社会的要請の高まり等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用及び維持管理の適正化に十分配慮します。

売場施設

駐車施設

貯蔵・保管施設

輸送・搬送施設

衛生施設

情報・事務処理施設

管理施設

加工処理施設

福利厚生施設

関連事業施設

以上の施設に附帯する施設

なお、水産物产地市場については、以上のほかに、海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設等を実情に応じ整備します。

3 施設の規模に関する事項

別記に基づいて算定される施設規模を確保します。

4 施設の配置、運営及び構造に関する事項

卸売市場施設の配置、運営及び構造については、生産者及び実需者のニーズや社会的要請に的確に対応する必要があることを踏まえ、卸売市場で取り扱う生鮮食料品等の品質管理の向上や加工処理等の機能の強化、さらには環境問題へのより積極的な取組や災害時等の緊急事態への対応機能の強化等に向けて、特に次の事項に留意するとともに、施設整備におけるPFI事業の活用、施設管理における民間委託の推進や地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく指定管理者制度の活用を通じ、整備・運営コストと市場使用料の抑制等に努めます。

さらに、卸売市場の利用者が受けける便益等に応じた費用負担の適正化の観点から、施設の使用料、入場料等の徴収についても検討します。

- (1) 卸売市場施設については、その導入に当たっての費用対効果や市場経営に及ぼす影響、共同施設の利用に関する卸売業者、仲卸業者等の市場関係業者間の調整、それら業者の経営への影響等を考慮しつつ、当該卸売市場の経営戦略等に即した計画的な整備・配置を推進すること。
- (2) 産地との連携強化により魅力的かつ特色ある商品の品揃えを充実させ、それらに係る集荷・販売力を強化するため、高品質な生鮮食料品等の円滑かつ効率的な集荷、選果・選別等に対応可能な貯蔵・保管施設、輸送・搬送施設等の整備・配置を計画的に推進すること。
- (3) よりきめ細かなサービスを求める大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへの対応を強化するため、提供する多様なサービスに応じた加工処理施設、貯蔵・保管施設、輸送・搬送施設等の整備・配置を計画的に推進すること。
また、施設の配置に当たっては、関連ノウハウを有する加工業者等の市場外業者との連携も考慮すること。あわせて、消費者ニーズに応える商品供給のため市場関係業者が一体となって行うリテイルサポート（小売支援活動）等の取組に配慮した施設の運営に努めること。
- (4) コールドチェーンの確立を含めた卸売市場における品質管理に対する生産者及び実需者のニーズに対応するため、低温の卸売場や荷さばき場、温度帯別冷蔵庫等の低温（定温）管理・多温度帯管理施設や、衛生施設等の品質管理の高度化に資する施設の整備・配置を計画的に推進すること。その際、H A C C P（食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム）の考え方を取り入れた品質管理や外部監査を伴う品質管理認証の取得に取り組む卸売市場にあっては、必要となる施設の早急な整備・配置に努めること。
また、施設の整備・配置に当たっては、取扱物品の構成、生産者や実需者のニーズ、施設整備に伴う場内物流の効率性への影響、卸売業者や仲卸業者のコスト負担、立地条件、地域性等を勘案した導入の効果や必要性等も考慮しつつ、卸売市場ごとに低温（定温）管理施設の整備に係る数値目標や方針を事前に策定すること。
さらに、施設運営に当たっては、コールドチェーンシステムの確立を含めた取扱物品の品質管理を徹底する観点から、適切な温度管理の徹底に十分配慮すること。
- (5) 新規需要の創出を通じた市場関係業者の経営体質の強化、さらには市場取引の活性化を図る観点から、立地条件等を踏まえつつ、卸売市場が国産農林水産物の輸出に係る拠点としての機能の発揮が可能な場合には、必要に応じて、輸出先が求める品質管理、小分け・包装、多品目混載等に対応可能な施設を整備・配置すること。
- (6) 太陽光発電等による新たなエネルギーの产出とその活用、省電力設備の導入のほか、食品廃棄物、容器包装等のリサイクルに資する施設や塵埃及び汚水の処理施設の整備・配置、さらには通い容器の導入等による物流業務の効率化に努めるとともに、管理棟の木質化を推進すること。また、新たな投資についての卸売業者や仲卸業者の負担を考慮しつつ、実態を十分に踏まえ、卸売市場ごとに、温室効果ガスや廃棄物の削減など環境負荷の低減に係る数値目標や方針を事前に策定した上で、計画的に取り組むこと。
- (7) 取扱数量の増大が見込まれる卸売市場にあっては、各種施設の増設余地の確保、施設の立体化等に努めること。
- (8) 大規模増改築等卸売市場施設の新設に当たっては、原則として外気の影響を極力遮断する閉鎖型の施設とすること。
- (9) 施設配置に当たっては、場内搬送経路の最適化を十分考慮するとともに、必要に応じて自動搬送施設の導入等を行うこと。また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化等を図ること。

- (10) 卸売市場の運営の効率化と卸売市場における物流業務の効率化を図るため、
- ① 生産者や実需者とのデータ連携や取引の効率化に資する生鮮E D I 標準（受発注等の情報をお互いに交換する方法の標準的な取決め）の導入及び電子タグ（メモリ機能を有する極小のI Cチップとアンテナを内蔵した荷札（タグ））等の情報通信技術の活用
 - ② 产地や実需者と連携して、流通コストの削減や流通における環境負荷の軽減に資する通い容器等の導入
に積極的に取り組むこととし、必要に応じて市場内におけるL A N（構内情報通信網）や通い容器に対応した搬送施設の整備と通い容器の一時保管場所の確保に努めること。
- (11) 卸売市場施設の構造については、流通事情の変化や情報通信技術の進展に柔軟に対応できるものとすること。
- (12) 卸売市場に対する理解醸成とともに、卸売市場の多様な機能の発揮を図る観点から、必要に応じて、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能（快適性）を持つ施設等関連施設の整備を図るほか、周辺環境との調和を図る観点から可能な限り緑地帯等を設置すること。

別 記

卸売市場施設規模算定基準

1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所）の必要規模の算定は、過去の取扱数量等を基に、目標年度における1日当たり市場流通の規模を推定し、次の算式により行う。

$$S_i = g_t \cdot f_i / \mu_i + R_i$$

S_i：目標年度における売場施設の必要規模

g_t：目標年度における1日当たり市場流通の規模

f_i：売場施設経由率

μ_i：目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱数量

R_i：売場施設通路面積

i：各売場施設

2 その他の卸売市場施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行う。

3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たり市場流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して、次の算式により行う。

$$S_t = 25 \text{ m}^2 \cdot (g_t / \mu_o + M)$$

S_t：目標年度における駐車場の必要規模

g_t：目標年度における1日当たり市場流通の規模

μ_o：1台当たり積載数量

M：その他業務用及び通勤用自動車台数

4 市場用地の必要規模

目標年度における市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び円滑な市場内交通を確保する建物外部の通路の必要規模を加算して得られる規模と卸売市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで、次の算式により行う。

$$S = (1 + a) \cdot (\sum S_i + S_t + R)$$

S：目標年度における市場用地の必要規模

a：増設余力指數

S_i：各施設の必要規模

S_t：駐車場の必要規模

R：建物外部の通路の必要規模

第4 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する事項

1 取引の合理化に関する事項

卸売市場における公正な取引と透明性をもった適切な価格形成を引き続き確保します。その際、卸売市場における取引規制の基本原則は維持しつつ、特に次の事項に留意して、効率的な取引の確保や卸売業者、仲卸業者等の負担軽減のための措置を講じ、卸売市場における取引を生産者及び実需者のニーズに的確に対応させるとともに、その活性化を図ります。

- (1) 各卸売市場においては、当該卸売市場の経営戦略に即した機能の強化等に向けた取組を的確に遂行するため、市場取引委員会の場等を活用して十分な議論を行い、卸売業者と仲卸業者との連携の下、それぞれの卸売市場に適合したバリューチェーン（生産から加工、流通、販売に至るまで、各事業が有機的につながり、それぞれの工程で付加価値を生み出していくプロセス）の構築やサプライチェーンマネジメントシステム（商品供給最適管理システム）の確立等による市場流通の効率化に積極的に取り組むこと。
なお、市場間連携に取り組むに当たっては、卸売市場における取引秩序に混乱を来すことのないよう、市場取引委員会の場等を活用して利害関係者の意見を十分に聞くとともに、協定等の締結や資本関係の構築等を積極的に行うことにより、卸売市場ごとの強みを十分に發揮した共存・共栄関係の構築に努めること。
- (2) 卸売市場の集荷力の低下や産地と実需者間における直接取引の拡大に対応するため、集荷の共同化、双方向・相互融通での荷揃え、販売の相互連携等の複数の卸売市場間における効果的な連携や新商品の開発等のための産地や実需者との連携を推進し、集荷・販売力の向上を通じた市場取引の活性化を図ること。
- (3) 卸売市場における売買取引の方法については、各卸売市場の経済的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等の実態を反映するとともに、実需者の要望や地元生産者及び中小買受人の安定的な取引機会にも配慮しつつ、卸売市場及び品目ごとの特性に応じた合理的な方法を設定し、これを遵守すること。なお、市場取引委員会の場等において不断の検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。
- (4) 生産者や実需者のニーズに対応した迅速かつ的確な取引を推進するため、必要に応じて、法令で定められた取引ルールに係る例外措置の適切な活用を図ること。特に、商取引を含む社会全体の電子化の進展に対応して卸売市場の売買取引における情報通信技術の利用を一層推進するため、電子商取引の導入を推進するとともに、電子商取引に係る商物一致原則の例外措置の適用が可能な売買取引においては、その活用に努めること。
- (5) 開設者においては、売買取引に係る事務手続について、市場取引委員会の場等を活用して利害関係者の意見を十分に聴き、当該卸売市場の経営戦略も踏まえて、法令の範囲内でより迅速かつ簡易なものとする等柔軟な運用に努めること。
特に、生産者や実需者のニーズへの的確な対応と卸売業者や仲卸業者の負担軽減を図るために、法令に基づかない事前承認、各種書類の提出・報告の義務付け等について、その必要性を十分に検証した上で、法令に規定されていない事務手続の原則廃止、法令に規定されている事務手続と密接な関連を有する事務手続の電子化への移行等を積極的に講じ、事務手続の簡素化を徹底すること。
また、生産者から実需者に至るまでの流通全体を通じた情報通信技術の活用や生鮮E D I 標準の導入、様式・書式の統一等による事務の効率化に向けた取組を推進すること。

- (6) 相対取引が増加している中で、卸売市場における価格形成の透明性を維持、向上し、公正な取引を推進するため、あらかじめ、開設者、卸売業者、仲卸業者等の市場関係者間において十分な議論を行った上で、開設者や卸売業者は、日ごと、月ごとの時系列で整理したデータの提供やインターネット上における検索機能の充実、データ保存期間の延長等、仲卸業者や専門小売業者その他の実需者、生産者等幅広い関係者のニーズや利便性にも可能な限り配慮した取引情報の提供に努めること。
- (7) 大規模小売業者等の優越的な地位の濫用により、卸売市場における価格形成において需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、各卸売市場においては、取引条件の明確化、書面化の促進等について積極的に取り組むとともに、優越的な地位の濫用が疑われる行為があつた場合に行政の相談窓口の積極的な活用を図ることにより、卸売市場における適正な取引環境の形成に努めること。
- (8) 卸売市場における売買取引について、円滑・確実な決済を確保すること。また、各卸売市場においては、それぞれの取引実態等をよく踏まえた上で、決済事故に対するリスクを軽減する方策について十分な議論を行うこと。
- (9) 市場関係者の専門的な知見を十分に活用しつつ、公正な取引と機動的かつ効率的な市場運営を確保するため、開設者は、各卸売市場の実態に応じて、市場取引委員会について、実務担当者から成る部会の設置等による機動的・弾力的な開催や、卸売市場全体の利益を考えることができる幅広い視野を有する学識経験者等への委員委嘱等を通じ、適切な調査審議がなされるよう努めるとともに、経営戦略的な視点から卸売市場全体としての統一的な意思決定を的確に行うよう努めること。
- (10) 取扱物品に対する消費者等の信頼を確保し、その安心につなげていくため、
① 原産地表示の徹底等による公正な取引の確保
② 生産履歴情報等の適切な確認・伝達
③ 食品衛生上不良な食品の流通防止に向けた検査体制の充実
④ 生鮮食料品等の仕入先及び仕入日、販売先及び販売日等の入出荷に係る記録の適切な作成・保存を通じたトレーサビリティの確保
に取り組むこと。なお、その際には業務の効率化を通じたコストの削減に最大限努力すること。
- (11) 卸売市場に対する生産者、実需者、さらには消費者の信頼の確保と向上に向けて、卸売市場関係業界における自主行動計画や、卸売業者及び仲卸業者における企業行動規範の策定を推進すること等により、コンプライアンス（法令遵守）の徹底に努めること。

2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（戦略的物流管理システム）の展開方向、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意します。

- (1) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、卸売市場の休業日の増加等に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めること。
- (2) 加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設の整備に当たっては、電子商取引、予約相対取引や見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき、保管、搬送等の効率化等に配慮すること。また、場外保管施設の適切な活用を推進すること。

- (3) 自動荷さばき・搬送システム、パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

3 物品の品質管理の高度化に関する事項

開設者、卸売業者、仲卸業者等は、施設の整備と併せて、生鮮食料品等の鮮度保持のための温度管理、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化等の品質管理の高度化のための措置に取り組むとともに、当該措置を内容とする品質管理高度化規範の策定、同規範の内容及び遵守状況についての不断の検証並びに社内遵守体制の強化を推進することにより、荷受けから卸売、仲卸、配送に至るまでの各段階において品質管理の高度化に取り組みます。

この場合、水産物を取り扱う卸売市場においては、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準や公衆衛生上講ずべき措置の基準を遵守します。

さらに、卸売市場における品質・衛生管理の質的向上を図り、その機能と信頼を向上させる観点から、各卸売市場においては、基本的な衛生管理の徹底のみならず、H A C C P の考え方を取り入れた品質管理や外部監査を伴う品質管理認証の取得等を通じたより組織的・体系的な品質管理体制の構築を図ります。特に、輸出に取り組む場合には、輸出先の法令で求められる H A C C P に基づく衛生管理の導入等の品質管理の高度化に取り組みます。

第5 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標

卸売業者及び仲卸業者については、集荷機能、情報受発信機能等の卸売市場の機能を実際に担う主体であることを踏まえ、卸売市場ごとの経営戦略に即した機能強化、卸売市場に対する信頼の確保等に向けて、特に次の事項に留意し、その経営体質の強化等を図ります。

1 卸売業者及び仲卸業者に共通する事項

- (1) 生産者の生産状況や実需者の需要状況に対応した計画的かつ安定的な集荷・販売力の強化に向けて、現状における経営上の強み・弱み等を分析の上、次の事項に積極的に取り組むこと。
 - ① 消費者、実需者等の需要動向を踏まえた産地に対する営農指導、出荷支援のほか、地域特産物のブランド化、特色ある地場産品や規格外品等の流通特性も踏まえた品揃えの強化、新商品の開発、小売や加工・業務用需要とのマッチング等に関する産地との連携強化
 - ② 大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズに対応した加工処理、貯蔵・保管、輸送・搬送、リテイルサポート等の機能強化による実需者との連携強化
- (2) 生鮮食料品等の流通の中間に位置する立場を活かし、卸売業者・仲卸業者の相互連携の下、川上・川下双方に対するコーディネート機能を發揮し、国内産又は県内産農林水産物の新たな需要の喚起と需要に対応した供給体制の確立に努めること。その際、価格動向のほか、実需者ニーズ、産地の出荷動向・出荷戦略、商品情報等の多様な情報について、情報通信技術の積極的な活用を通じて、その把握と産地や実需者へのフィードバックを的確に行うなど、情報受発信の取組を強化すること。

その際、天候不順等により契約数量の確保が困難な場合のリスク負担のあり方等について契約当事者間で十分に協議すること。
- (3) 卸売業者、仲卸業者、生産者、実需者等の関係業者間における提携関係の強化を図りつつ、大型産地・大型ユーザーとの対等な取引関係の構築に努めるとともに、予約相対取引の活用等により、産地における計画的かつ安定的な生産・出荷に対するニーズや、食品加工業者、外食産業事業者、大規模小売業者等における定時・定量・定質・定価格での安定的な取引に対するニーズへの積極的な対応を図ること。
- (4) 取扱物品の付加価値を高め、販売力の強化や新規需要の創出を通じた経営体質の強化を図るため、市場関係業者の新たなビジネス機会の創出に資する場合は、地域内の安定供給等に支障がないことを前提として、卸売市場が有する集荷機能や販売先に関する情報受発信機能等を活かし、国内産の農林水産物の輸出に係る拠点としての積極的な機能発揮に努めること。

その際、産地、他の卸売市場、関連機関等との連携強化を図り、品揃え、数量、リードタイム、出荷期間等の取引先のニーズに対応できる集出荷体制の構築と、輸出先の法令で求められる衛生・品質管理に取り組むこと。
- (5) 産地情報と消費者・実需者のニーズの双方に通じ、求められる商品特性や多様な販路に係る知見等を有するといった強みを活かし、市場関係業者の新たなビジネス機会の創出に資する場合は、地域内の安定供給等に支障がないことを前提として、生産者が行う6次産業化への取組に対する積極的な参画に努めること。
- (6) 卸売業者や仲卸業者が機能強化や経営の合理化に向けた取組を進めるに当たっては、共同出資会社の設立、資本提携等両者の連携・協働に十分留意して行うこと。

- (7) 経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育、熟練労働力、若手及び女性の活用等を通じた人的資源の強化に取り組むとともに、責任体制の確立に努めること。

2 卸売業者

- (1) 卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、経営規模の拡大及び経営体質の強化を図ることとし、特に資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努めること。

その際、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整備状況等を踏まえつつ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化や株式上場による資本強化、さらには卸売市場を越えた卸売業者間の資本関係の構築等による連携関係の強化を図ること。

この場合において、救済合併等の場合を除き、原則として、目標年度における従業員1人当たりの取扱金額の水準（表1）を達成することを目安とするとともに、異なる卸売市場や取扱品目を異にする卸売業者同士の統合大型化や連携強化も視野に入れた対応を行うこと。

（表1）

部類別 市場別	青果物 卸売業者	水産物 卸売業者	花き 卸売業者
中央卸売市場	百万円 270	百万円 380	百万円 160
地方卸売市場 (水産物产地市場を除く。)	130	160	90

（注）この表に示す水準は、平成25年度の価格水準で、経営コストの低減や取引規模の拡大を図る観点から示したものである。

- (2) 経営状況の悪化に対処し、経営の健全性を確保し、卸売市場に対する信頼性を高めるため、増資等により財務体質の強化を図るとともに、経営再編によるコストの低減や経営多角化による経営改善に取り組むこと。特に、地方卸売市場にあっては、経営状況の評価を踏まえ経営の早期改善を図ること。また、業務の適正かつ健全な運営を確保する観点から、開設者、県等は適切な指導を行うこと。
- (3) 管理部門について、計画的な経営管理システムの整備、責任体制の確立等を図り、事業の計画的かつ一体的な運営の確保と経営コストの縮減に努めること。
- (4) 卸売業者の経営は、手数料収入に大きく依存している場合も依然としてあることから、その提供する機能・サービスの充実に努め、それに見合った手数料収入を通じて経営体質の強化に努めること。

3 仲卸業者

- (1) 仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な仲卸機能を果たしていくため、経営規模の拡大及び経営体質の強化を図ることとし、その際、各卸売市場や取り扱う商品の実態、従業員の高齢化、後継者の有無等を踏まえ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化を図るとともに、必要に応じて仲卸組合の共同事業として廃業する仲卸業者の営業権の取得等に取り組むこと。

この場合において、救済合併等の場合を除き、原則として、目標年度における従業員1人当たりの取扱金額の水準（表2）を達成することを目安とするとともに、異なる卸売市場や取扱品目を異にする仲卸業者同士の統合大型化も視野に入れた対応を行うこと。

(表2)

部類別 市場別	青果物 仲卸業者	水産物 仲卸業者	花き 仲卸業者
中央卸売市場	百万円 100	百万円 100	百万円 70
地方卸売市場 (水産物产地市場を除く。)	90	80	50

(注) この表に示す水準は、平成25年度の価格水準で、経営コストの低減や取引規模の拡大を図る観点から示したものである。

- (2) 経営状況の悪化に対処し、経営の健全性を確保し、卸売市場に対する信頼性を高めるため、財務体質の強化を図るとともに、経営改善に取り組むこと。その際、経営状況の評価を踏まえ、経営の早期改善を図ること。また、業務の適正かつ健全な運営を確保する観点から、開設者は適切な指導を行うこと。
- (3) 小売業者、外食産業事業者等の仕入ニーズの適切な把握に努め、これに対応した商品の小分けや事前処理、保管・配送等の販売業者機能を強化することにより、小売業者への支援を図ること。また、就労体系の整備等により小売業者等の営業の動向に対応した卸売市場の休業日における営業の実現に努めること。
- (4) 情報通信機器の活用等による経営管理システムの確立や、経営再編等による経営合理化、共同配送等により、コストの削減を進めること。

第6 その他

以上のはか、卸売市場の運営等については、次の事項に留意します。

- 1 情報化は、取引の公開性を高め、多様な取引方法の導入に資するなど、迅速かつ的確な取引を推進する前提となることに加えて、市場行政の効率化、取引事務のペーパーレス化、物流の省力化等市場運営及び関係業者の経営の合理化に直結することから、早急にその推進を図ること。
- 2 最新の物流システムの導入、福利厚生施設の充実等卸売市場の労働環境の改善を通じた魅力ある職場づくりに努めること。
- 3 関連事業者については、卸売市場が食料品総合卸センターとしての機能や、加工、配送、保管等のニーズに対応した機能の充実を図る上でも重要なことから、その体质改善と経営の活性化を図ること。

- 4 災害時等の緊急事態に際し卸売市場が果たす機能の重要性に鑑み、防災性に配慮した施設整備を行うとともに、協定締結等を通じた自治体等関係機関との連携強化や災害発生時に備えた複数市場間におけるネットワーク構築等を通じて、緊急事態に際しても、卸売市場の機能が可能な限り維持されるよう努めること。特に、開設者、卸売業者、仲卸業者等は、緊急事態に際しても業務を確実に継続できるような体制を確立するため、BCP（事業継続計画）の策定に取り組むこと。また、食の安全に係る事件、事故等が発生した場合でも、客観的事実や科学的根拠に基づき、公正な取引の確保及び適切な価格形成に努めること。
- 5 市民のための卸売市場の役割を重視し、卸売市場への理解を醸成し、「食」や「日本食文化」に関する卸売市場の知見を消費者に効果的に提供する観点から、県産農林水産物を活用した食のイベント、学校教育のための市場見学会等の市民と卸売市場との交流を深める機会の確保や消費者を対象とした表示等に関する講習会、料理教室等の機会の提供等の取組を推進すること。
その際、卸売市場は生鮮食料品等の卸売を行う場であることを前提としつつ、卸売業務への影響や市場内の衛生管理、入場者の安全の確保等に十分留意するとともに、市民の入場可能時間の設定も含めて事前に関係者間で十分な調整を図ること。
また、卸売市場が生鮮食料品等を地域内に安定的に供給するための基幹的な社会インフラであるとの認識の下、地域社会との共生や地域の小売業者等との協働にも配慮すること。
- 6 卸売市場に関する情報については、取引結果及び卸売業者の財務を適切に公表するとともに、広く消費者に対し卸売市場の役割、生鮮食料品等に対する知識、消費者の信頼向上に向けた市場関係者の取組状況等について発信・普及するため、インターネット等を活用し、卸売市場に関する様々な情報を効果的・効率的に広く公開・提供するよう努めること。
- 7 市場取扱量の増加に向けて、地産・地消の推進拠点である販売協力店、販売協力専門店、やまぐち食彩店を中心に、生産者、流通・加工関係者、販売関係者、消費者が一体となって地産・地消の取組を推進し、県産農林水産物の需要拡大を図ること。
- 8 卸売市場の取扱品の付加価値を高め、地元生産者等による卸売市場への出荷や、仲卸業者、売買参加者への卸売など市場取扱量の増加に資するため、取扱品の特長や魅力等の情報発信に努めること。
その際には、産地との連携や卸売市場での適切な品質管理等に基づく地元産農林水産物の新鮮さや安心・安全のPRを始め、小売業者等と連携の上、やまぐちブランドや各地の地域ブランドの魅力等についても積極的なPRに努めること。
- 9 市場開設者、卸売業者、仲卸業者や生産者等が連携し、子どもたちを対象とした模擬せり等の開催や学校給食への地元産食材提供及び食材説明の実施、学校におけるフラワーアレンジメント教室の開催など、卸売市場に接する機会の確保や食育の場としての卸売市場の活用により、生鮮食料品等に係る流通への関心を高め、地元産をはじめとする旬の農林水産物を積極的に取り入れた食生活への理解促進や、品質に優れた県産花きの利活用促進に努めること。
さらには、県民への生鮮食料品等の供給という重要な役割を担っている卸売市場が、子どもたちの将来の就業の場として意識されるよう積極的なPRに努めること。
- 10 卸売市場は、生鮮食料品等の卸売という経済面だけでなく、食の安心・安全や卸売市場流通に関する子どもたちへの教育などの社会的な役割を果たしていることについて積極的なPRに努めること。また、地域性や豊富な品揃えなど、多彩な自然条件に恵まれた本県の特色ある青果物、水産物、花きの市場流通に関する情報発信を行い、卸売市場の持つ多様な役割に対する県民の理解促進に努めること。